

令和5年度第3回 熊本市犯罪のない安全安心まちづくり協議会

開催日時：令和6年1月24日（水）午前10時～

開催場所：熊本市議会棟2階 予算決算委員会室

出席者：出席者名簿のとおり

会次第：1 本市における犯罪被害者等支援策（素案）について
2 その他

《意見交換》

●：会長、○：委員、◎事務局

【意見概要】

1 本市における犯罪被害者等支援策（素案）について

○委員

① 以前参加した犯罪被害者講演会で語られた犯罪被害者は、暴力団の構成員と思われる方であり、縄張り争いのようなものに巻き込まれたとのことであった。内容については、10代の若者二名が、友人と共に地下室に幽閉され、お互いに指を切り落としあうという地獄の体験をし、暴力団とは決別したというものであった。

さて、資料2の見舞金の支給対象外となるものについて、「被害者または第1順位遺族が、暴力団員や暴力団関係者であったとき」と記載がある。このことについて、暴力団から退いた場合は別途救済できるような支援策があればと思う。

② 相談体制の充実を図り、犯罪被害者に寄り添った支援を行うことが重要と考える。先ほどの話を例にするならば、暴力団の構成員であった方が生活再建や更生するための相談する場を大切にしたい。

◎事務局

① 暴力団関係については、基本的に県警などと連携し、業務を行っていくことになる。その中で検討できればと思う。

② 相談体制の充実については、今後進めていなければならないと認識している。被害者支援センターと協力し、相談体制の充実と寄り添うことができる体制づくりを進めてまいりたい。

○委員

① 資料2の見舞金の支給対象外となるものについて、「熊本県を除くほかの地方公共団体から当該見舞金と同種のものの支給を受けている場合」とあるが、熊本県の見舞金のみでは十分でなく、熊本市より低い金額を他都市から受給していた場合は、その差額を支給す

るなど検討してほしい。

- ② 例えば、長洲町は併給禁止の規定がないため、熊本市で配偶者が申請し、その後長洲町で子が申請した場合は併給が可能になるのか。そうであれば不均衡が生じる可能性があり、併給禁止は合理性に欠けるのではないか。

◎事務局

- ① 他市町村の対応などを考慮し、今後の検討課題として調整したい。
- ② 申請時に他自治体への申請があるか、申請する予定があるかも含め確認するようにしたいと考えているところ。いただいた御意見については今後の参考にさせていただきたい。

○委員

- ① 相談体制の充実について、具体的にどういった体制で進められるのかなどの案があれば教えてほしい。
- ② 監護者性交や監護者わいせつの場合で、被害者が14歳以下のとき、申請者は誰になるのか。例えば、父親が加害者、子が被害者であった場合で、母親が父親に助力するとき、母親が見舞金を子の代理として申請し、加害者に見舞金を使われてしまうことが懸念される。このような懸念を解決できるような、支援策にしていなければ有難い。

◎事務局

- ① 相談体制の充実について、福祉分野の職員の要望を行っているところ。また、関係機関等と相談させていただく中で、職員の育成につなげていきたい。
- ② 他都市の対応状況を参考にしつつ、慎重に対応を行いたい。

○委員

見舞金の受給対象要件の熊本市民であることというのは、住民票記載の住所が本市であるということか。大学生など、住民票を居住地に移さないまま生活していることがある。例えば、熊本出身の学生が住民票を本市に置いたまま東京に居住しており、東京で事件に遭った場合は、熊本市民として支援するのか。学生への対応について検討をいただきたい。

◎事務局

住民票に登録のある都市がどこであるかを基準として進めたい。都市によっては、住民票をおいてなければ見舞金を給付できない事例もある。状況に応じて実態に応じた判断も必要であると考えているが、要件について詳細を詰めさせていただきたい。また、学生への対応についても検討してまいりたい。

○委員

監護者性交や監護者わいせつについて、事件発生から20年、30年経過した後訴えられる事例がある。また、18歳を超えなければ別居することは難しく、同居している状況では被害の主張をすることはできないと思う。そのため、申請期限の「犯罪被害を知った日から1年以内、または、犯罪被害が発生した日から7年以内」は適切だろうかと疑問に思う。もし、10歳の時に被害に遭い、18歳の時に訴えても対象外であるというのは不憫に思う。

◎事務局

監護者性交や監護者わいせつにおいて、そもそも自分が被害者であることの認識がなかったという事例が多くあると聞いている。そうした例では、最近被害に遭っていたことを認識した場合は、「犯罪被害を知った日から1年以内」ということになると思う。

ただ、委員ご意見のとおり、繊細な問題もあるので、運用においては他都市の例を参考に慎重に対応したいと考えている。

●会長

見舞金の給付にあたって、パッケージ化されたのは分かりやすく良いと思った。相談体制についても今後充実を図っていただければよいと思う。

2 その他

○委員

ラブミンだより冬号に、くまもと犯罪被害者支援センターのセンター長が寄稿された「犯罪被害者等の人権について」が掲載されていた。内容は、読者に対して、「自分が犯罪被害に遭うことを想像したことはありますか」といった問いかけから始まり、当たり前だった日常が突然奪われた苦しみや悲しみ、怒りなど、市民の心に訴えかけるような文章であった。条例制定と併せて、市民の方に考えさせるようなアプローチは非常に良い取り組みであると思う。ぜひ今後活用してほしい。

○委員

令和5年12月に更生保護法の改正が行われた。犯罪被害者等の心情等を十分に考慮することが求められ、遵守事項が一部変更になったというものである。加害者が、被害者の被害の回復または軽減に向けて誠実に努めるよう、保護観察における指導監督の方法を変えるなど、被害者に関して改めて考慮するというもの。

保護司会の贖罪プログラムにおいても、対象者の方に向き合い、謝罪の伝え方や被害者の多様な思いに寄り添う方法などを模索している。被害者の方のことを考えて更生していくことは、再犯防止にもつながることが見込まれる。